

国民健康保険に加入している皆さんへ

## 「高齢受給者証」「認定証」

### 更新のお知らせ

国民健康保険高齢受給者証を

郵送します

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」が7月31日に有効期限切れとなりますので、新しい「高齢受給者証」を7月末に郵送交付します。

「高齢受給者証」は自己負担割合を示すものです。医療機関などで受診するときには、保険証と一緒に窓口に提示してください。自己負担割合は令和2年の所得などにより変わる場合があります。

有効期限切れとなった「高齢受給者証」は<sup>☎</sup>困国保年金課または<sup>☎</sup>住民福祉課に返却するか、ご自分で責任を持って破棄してください。

入院や外来の支払いが限度額までになる認定証を交付しています

市では、入院や外来で支払う医療費の自己負担額が限度額までになる認定証や、食事代が軽減される認定証を、申請により交付しています。現在交付

☎困国保年金課国保係（☎内線1113）  
☎住民福祉課税務保険係（☎内線2121）

されている認定証は7月31日で有効期限切れとなりますので、引き続き使用する人は再度申請してください。申請した月の1日から適用となります。

なお、70歳から74歳で現役並みⅢと一般の区分の人は、高齢受給者証が認定証の代わりになりますので、認定証の申請は必要ありません。

#### ●認定証の申請に必要なもの

- ・ 保険証
  - ・ すでに交付を受けている人はお持ちの認定証
  - ・ マイナンバーカード（もしくは「通知カード」と運転免許証などの「公的な写真付身分証明」）
- ※国民健康保険税を滞納していると限度額適用認定証は交付できない場合があります

#### 70歳から74歳の人

区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (4回目以降:140,100円)	
現役並みⅡ (課税所得380万円以上690万円未満)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (4回目以降:93,000円)	
現役並みⅠ (課税所得145万円以上380万円未満)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (4回目以降:44,400円)	
一般	※18,000円 年間上限144,000円	57,600円 (4回目以降:44,400円)
低所得者Ⅱ	24,600円	
低所得者Ⅰ	15,000円	

#### 入院時食事療養費標準負担額

対象		1食あたりの負担額
一般(下記以外の人)		460円
非課税 (70歳以上は低所得者Ⅱ)	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を 超える入院	160円
70歳以上で低所得者Ⅰ		100円

#### 70歳未満の人

区分	所得要件	自己負担限度額(月額)
ア	基礎控除後の所得 901万円超の世帯	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% (4回目以降:140,100円)
イ	基礎控除後の所得 600万円超~ 901万円以下の世帯	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% (4回目以降:93,000円)
ウ	基礎控除後の所得 210万円超~ 600万円以下の世帯	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% (4回目以降:44,400円)
エ	基礎控除後の所得 210万円以下の世帯	57,600円 (4回目以降:44,400円)
オ	住民税非課税の世帯	35,400円 (4回目以降:24,600円)

※(〜)内は、過去12か月間で4回以上高額療養費の支給を受けた場合の額です

※70歳未満の人については所得の申告がない場合、区分アとして扱います

※原則、1つの医療機関で支払う1か月の金額が限度額までとなります。2つ以上の医療機関で受診した場合には、今までどおり高額療養費の申請が必要な場合があります

※特例対象被保険者軽減措置に該当した人の世帯は、負担区分が変更になる場合があります